(c)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(d)　「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　インドについては、インドの市民であること。

(ii)　日本国については、日本国の国民であること。

(e)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(f)　「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第八十五条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　地域又は地方の政府又は機関に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地域又は地方の政府又は機関が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第八十六条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十七条　一般的待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈　この1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この1の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第八十八条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十九条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることによって制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i)　司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法令の違反に係る救済措置としてそのような移転の要求を行い、又は強制する場合

(ii)　世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない態様で行われる知的財産の移転に関する場合

(i)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、利益の付与又はその継続のための条件として1(h)及び(i)に規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第九十条　留保及び例外

1　第八十五条、第八十六条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書八の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はインドの州若しくは連邦直轄地

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県及び州又は連邦直轄地以外の締約国の地方政府が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第八十五条、第八十六条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第八十五条、第八十六条及び前条の規定は、附属書九の自国の表に記載する分野、小分野及び活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書九の自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書八の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書九の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。